

平成25年度からの募金運動形態について、茨城県共同募金会神栖市支会での協議結果

これまで神栖市での共同募金運動は、行政区へ依頼して行う「戸別徴収型募金」を運動の中心とし、多くの協力をいただいておりますが、全国的な行政区加入割合の低下と募金額の減少(右表)、運動に伴う行政区の負担増などが数年来の課題となっています。

本来、各人の自由意思で行えるはずの募金が強制感を伴ったり、芳名簿に氏名・募金額を記載することによるプライバシーの問題、行政区加入の有無が募金の機会や募金額を左右してしまう不公平感などが、実際に市民・行政区から苦情として寄せられ「募金を行政区で行う」ことが、かえって行政区加入割合を減少させる一因となっているようにも考えられます。

神栖市支会のこれまでの共同募金実績

年度	募金総額	前年比	茨城県全体
平成17	8,636,085	-	443,463,628
平成18	8,337,964	-3.5%	444,011,954
平成19	8,001,421	-4.0%	437,095,988
平成20	7,904,220	-1.2%	432,095,671
平成21	7,762,651	-1.8%	423,525,234
平成22	7,639,127	-1.6%	422,625,392
平成23	7,219,529	-5.5%	416,253,750

支会としては、各人の自由意思を尊重できる形態として「芳名簿への匿名表記可(17年度)」「提出名簿様式の緩和(18年度)」「封筒募金による匿名性の確保(21年度)」「行政区一括募金方式の導入(22年度)」「募金目安額は設定しない(23年度)」など、行政区の声を取り入れながら毎年改善を図ってきましたが、将来的に戸別募金を継続することは困難と判断し、全行政区に対し一律に依頼して行う戸別徴収募金は、平成24年度をもって終了させることとしました。

24年度の募金運動は別紙「実施要項」に基づいて実施しますが、来年度以降の募金運動は、平成23年度より街頭募金の一環として本格的に展開している「市内各所での“募金箱募金”」を運動の中心とします。23年度は市内60箇所。24年度は100箇所を達成し、今後もさらに設置箇所を増やす努力を継続する予定です。

これにより、募金者の意思が最大限に尊重され、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いくらでも、何回でも」募金活動に関われる環境を整えることで、共同募金運動の継続・発展につなげたいと考えます。

平成24年8月29日

茨城県共同募金会神栖市支会  
平成24年度第2回委員会

## 平成24年度「共同募金運動」実施要項（案）

### 1. 趣 旨

共同募金は「赤い羽根」の名称で昭和22年より始まり、「民間の社会福祉施設・社会福祉団体、NPO法人の活動費として」、「県、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動費として」、「災害支援、救援活動のため発生時に備える準備金として」など、民間の社会福祉活動を推進するための貴重な浄財となっていますが、継続的な地域福祉の増進をはかるため、本年も募金運動をするものです。

### 2. 運動の実施期間

平成24年10月1日より10月31日

### 3. 実施主体

県 社会福祉法人茨城県共同募金会  
市 茨城県共同募金会神栖市支会

### 4. 奉仕団体

県共同募金会会長が、各地区の行政委員(区長)さんを県共同募金ボランティアとして委嘱します。

### 5. 目 標 額

茨城県共同募金会の平成24年度募金計画に基づき、7,627,000円の目標額を設定していますが、募金の額については寄付者の自主的な判断でご協力していただけるようご案内します。

### 6. 募金の方法

- (1) 戸別募金：地域福祉推進員(各行政区の区長)さんに中心となっただき、各世帯にご協力いただく募金です。行政区ごとに、以下の方式による実施をご検討いただいております。
- 封筒募金方式：あらかじめ各戸にお配りした専用封筒に無記名で募金を入れ、それを後日、班長さん等に集めさせていただくもの
- 行政区一括方式：募金額を「区として 円」と一括でいただくもの
- 名簿記入方式：寄付芳名簿にお名前と募金額をご記入いただくもの
- どの方式で実施するかは各行政区の判断でお決めいただいております。

- (2) 職域募金：職場等で募金に取り組む企業等を募り、協力いただくもの

- (3) 街頭募金：社会福祉協議会窓口のほか、市内100箇所以上の協力商店・施設等に募金箱を設置し、広く市民に募金を呼びかけるもの

### 7. 広報・啓蒙活動の推進

市民の理解と協力を得るため以下の取り組みを実施します。

社協機関紙「社協ニュース」への掲載

回覧用チラシの配布(全行政区の班対象)

今年度より神栖市支会が作成したチラシを配布(別紙参照)し、市民に協力を呼びかけます

### 8. 実施、協力依頼

神栖市社協地域福祉推進員(市内の全行政委員を委員として委嘱)会議を開催し、趣旨説明及び実施依頼をし、併せて募金資材を提供します。また、地区の民生委員宛に協力依頼の文書を送付し、募金ボランティアのバックアップを依頼します。

### 9. 個人の情報保護

共同募金運動実施に於いて知り得たボランティア、寄付者等の個人情報に関しては、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報の適正な取扱いに努めます。